

事業主の皆様へ 平成20年度から始まる 特定健診・特定保健指導について



平成20年4月施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳～74歳の加入者を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防と改善を目的とした、**特定健診・特定保健指導**が始まります。

健康保険組合が行う「特定健診・特定保健指導」の実施について、ご理解とご協力をお願いします。

1. 特定健診・特定保健指導の目的
2. 生活習慣病の改善に向けて
3. 特定健診等実施計画の公表・周知
4. 事業主・加入者の皆様へのお願い
5. 当健保組合の健診・保健指導について

西日本パッケージング健康保険組合

1 . 特定健診・特定保健指導の目的

わが国は国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を誇り、世界最長の平均寿命を達成するに至っています。しかしながら、医療費の増加などの環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、構造改革が求められています。

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっています(図1参照)。

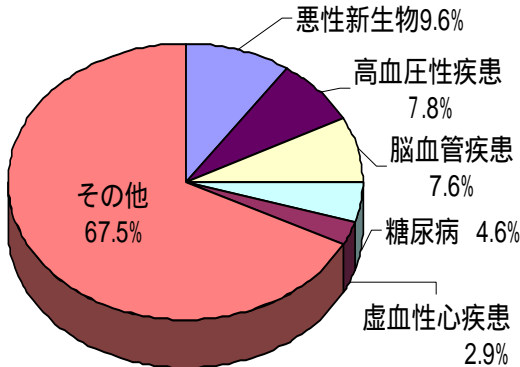
このような状況に対応するために、「**高齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」)**」に基づいて、**健保組合などの医療保険者に対して、生活習慣病予防のため、40歳～74歳の加入者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられました。**

医療保険制度を守るため、及び医療費・死因の多くを占める生活習慣病の予防に重点をおいた「特定健診・特定保健指導」を実施いたします。

【図1】

医療費(平成16年度)

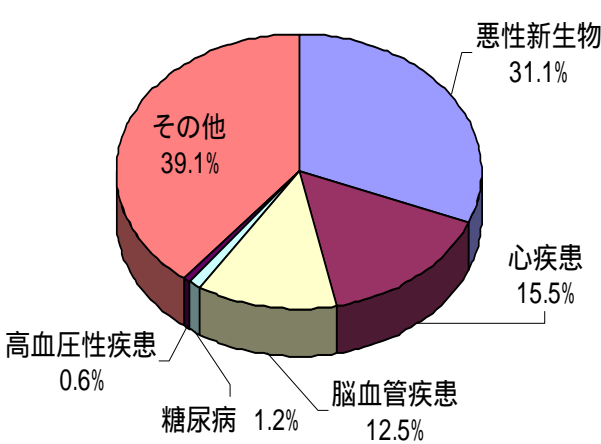
生活習慣病・・・32.5%



出典：国民医療費（平成16年度）

死因別死亡割合(平成16年)

生活習慣病・・・60.9%



出典：人口動態統計（平成16年）

2 . 生活習慣病の改善に向けて

肥満症や高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病は、それぞれが独立した別の病気ではなく、内臓に脂肪が蓄積した「内臓脂肪型肥満」が共通の原因であることがわかってきました。

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、脂質異常、高血糖のリスクを複数あわせもち、生活習慣病を引き起こす確率が高い状態をメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）と言い、重なるリスクの数が多いほど、命にかかわる心臓病や脳卒中を発症する危険性が増してきます。

特定健診は、従来までの個別疾患の早期発見・早期治療のための健診ではなく、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする方を見つけるための健診です。健診結果に応じて、受診者が自らの健康状態を理解し、生活習慣改善のための自主的な取組みを継続的に行うことができるよう、専門スタッフ（医師・保健師・管理栄養士等）による保健指導（特定保健指導）を行い、生活習慣改善のサポートをします。

また、特定健診・特定保健指導の実施に関しては、平成 24 年度に国の示す目標値に即して計画をたて、実施していきます（図 2 参照）。

【図 2】

| | |
|------------------------------|----------------------|
| 特定健診実施率 | 単一健保 80% 総合健保 70% |
| 特定保健指導実施率 | 45% |
| メタボリックシンドローム 該当者及び予備群の減少率 | 10% |

平成 20 年度と比較して

3 . 特定健診等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画(以下、「実施計画」)は、高確法第19条により、各医療保険者が策定するものです。

この実施計画には、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少により、加入者の皆様の健康維持・生活の質の向上と、中長期的な医療費の適正化を図るために、国が示す特定健康診査等基本指針に即して、特定健診・特定保健指導を効率的・効果的に実施する体制等について定めています。実施計画を実効性のあるものとしていくため、当健康保険組合ホームページや**機関誌「健保だより」**などを通じて、計画の内容や進捗状況の公表・周知に努めます。「達成しようとする目標」は、国が定めた平成24年度の目標値(図2参照)に即して作成しました。

特定健康診査等実施計画に記載する事項

達成しようとする目標(特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率にかかる目標)

対象者数(40歳~74歳)

実施方法

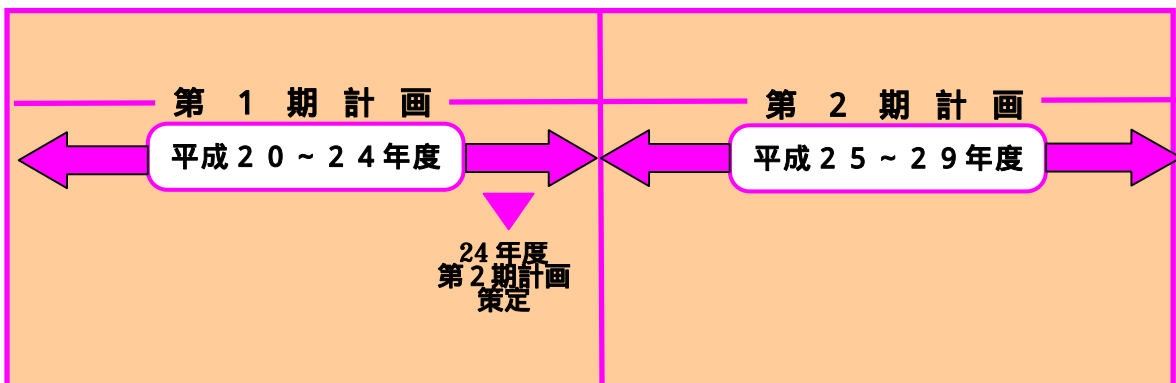
個人情報の保護

計画の公表・周知

計画の評価及び見直し

その他、円滑な実施のために健保組合が必要と認める事項

実施計画は5年を1期として、第1期計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間です。当健保組合は21年度に評価を行い、必要に応じて、目標達成のために取り組むべき施策等の内容について見直しを行います。また、第2期計画(平成25年度から平成29年度)への策定に向けて、平成24年度中に必要な検討を行います。



4 . 事業主・加入者の皆様へのお願い

当健保組合の特定健診・特定保健指導の**実施率**、メタボリックシンドロームの**減少率**は、その達成状況により、**平成25年度から後期高齢者支援金に影響**を与えることとなります。このことは、**当健保組合の財政に大きくかわることになります**ので、「特定健診・特定保健指導」の円滑な実施にご理解・ご協力をお願いします。

後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療制度（75歳以上の後期高齢者について、平成20年度から新たに創設される独立した医療制度）に対して、健保組合等の医療保険者が負担する費用のことです。

当健保組合において、実施計画を達成しなかった場合は、ペナルティが発生し、保険料率への影響もあります。

特定健診については、**実施率の向上のため積極的に広報活動等をしてまいります**。また、健保組合は、事業主の実施する労働安全衛生法（以下、「安衛法」）の定期健診のうち、特定健診にかかる項目について、質問項目と併せて検査結果をもらうことで、特定健診を実施したとみなされます。事業主におかれましては、健診結果のデータ提供について、ご協力をお願いします。

安衛法の定期健診は特定健診の検査項目と整合性が図られ、平成20年4月から施行されます。

安衛法の定期健診のうち、特定健診にかかる検査項目・質問票のデータ提供については、個人情報保護法に抵触しません（高確法第27条第3項・個人情報保護法第23条第1項）。

当健保組合が実施している【簡易成人病健診】を今まで通りに実施して頂くようお願いいたします。

従来 of 安衛法に基づく保健指導を実施する場合、特定保健指導（特定健診の階層化に基づいた保健指導）も同時に実施できるよう、調整などのご協力をお願いします。対象となった方には当健保組合からご案内をいたします。なお、ご案内する**実施場所・日時**について、**ご配慮いただきますようご協力をお願いします**。

特定健診の実施方法

(1) 被保険者

当健保組合が実施する簡易成人病健診及び人間ドックを受診することにより、特定健診を実施したものとみなされます。

労働安全衛生法による定期健康診断を受診し、その健診結果(特定健診の検査項目のみ、質問票を含む)を当健保組合に提供することにより、特定健診を実施したものとみなされます。

(2) 被扶養者及び任意継続被保険者

特定健診実施可能な医療機関又は健診機関にて直接受診する方法により実施します。

当健保組合が実施する簡易成人病健診及び人間ドックを受診することにより、特定健診を実施したものとみなされます。

勤務先等の実施する、労働安全衛生法による定期健康診断を受診し、その健診結果(特定健診の検査項目のみ、質問票を含む)を当健保組合に提供することにより、特定健診を実施したものとみなされます。

特定保健指導の実施主体

(1) 健保組合

健保組合が委託した医師・保健師・管理栄養士等が実施します。

(2) 保健指導委託機関

特定健診、簡易成人病健診、定期健康診断を実施した医療機関又は健診機関以外の健保組合が委託した保健指導機関が実施します。

(3) 健診委託機関

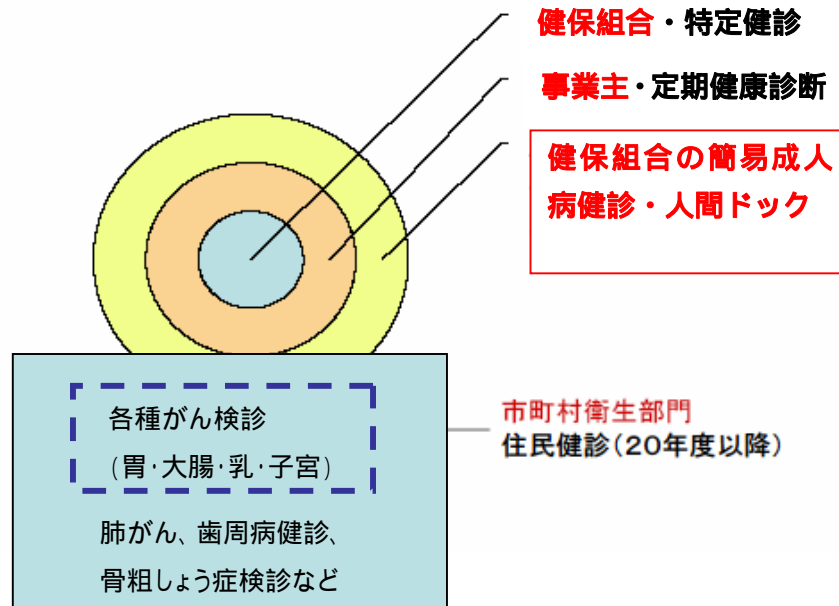
特定健診、簡易成人病健診、定期健康診断を実施した健診委託機関が実施します。

特定保健指導は健保組合の実施計画に基づく為、全ての対象者に実施するとは限りません。

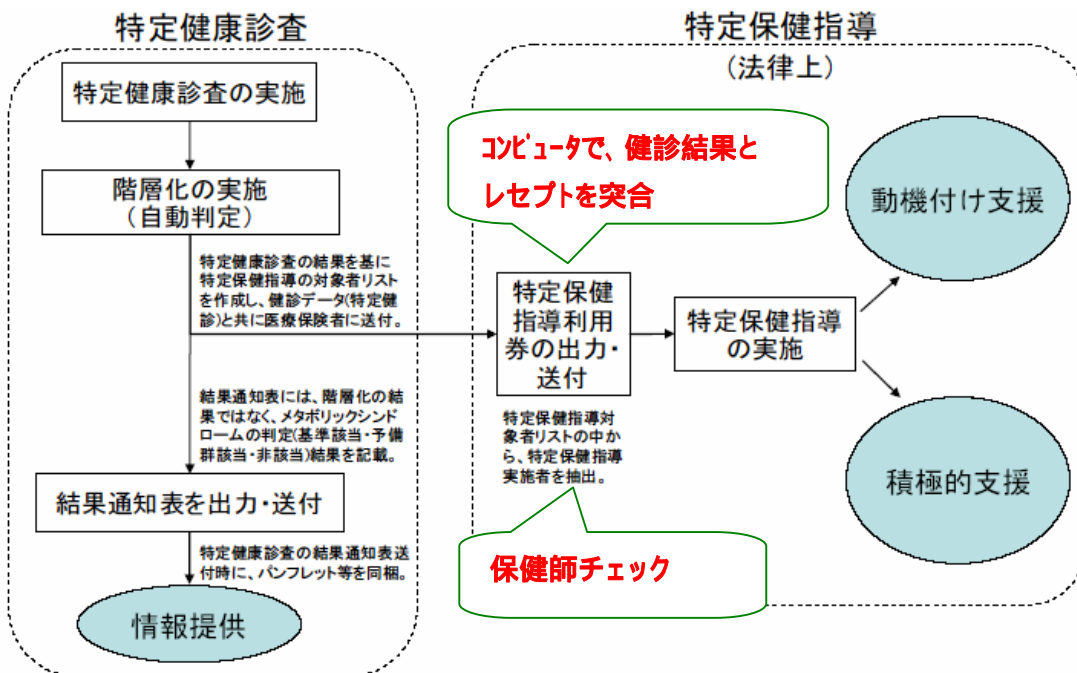
5 . 当健保組合の健診・保健指導について

1 . 定期健診・特定健診・簡易成人病等の関係

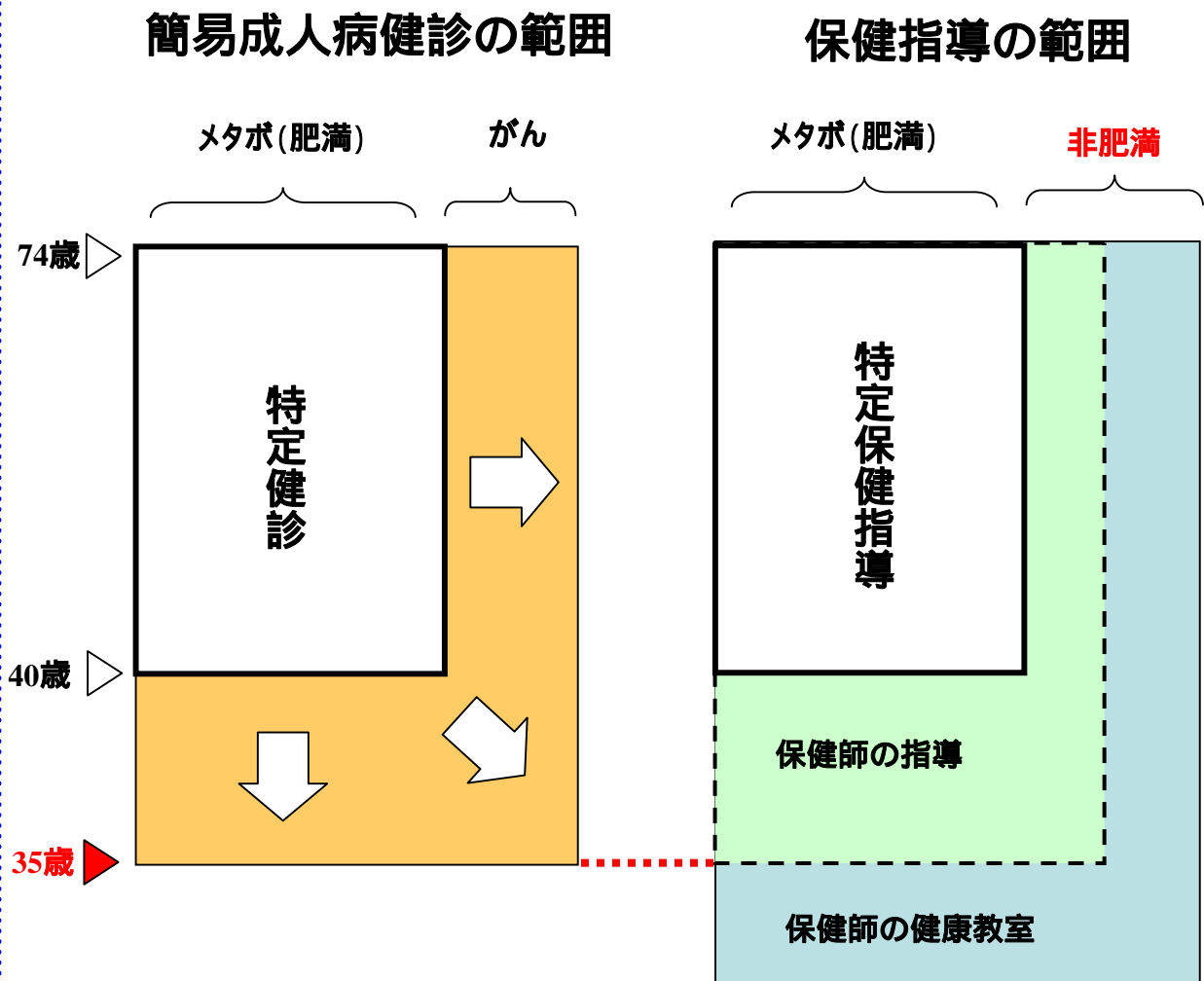
実施主体別の 各種健診・人間ドックとの整理



2 . 特定健診・特定保健指導の流れ



3. 当健保組合の簡易成人病健診と保健指導の事業



当健保組合では、

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、健保組合などの医療保険者に対して、生活習慣病予防のため、40歳～74歳の加入者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられた以上に、対象者を広げ生活習慣病だけでなく、がん検診、B型・C型肝炎検査等を実施していきます。

4. 特定健診の項目

必須項目

- 質問票(服薬歴、喫煙歴 等)
- 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- 理学的検査(身体診察)
- 血圧測定
- 血液検査
 - ・ 脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
 - ・ 血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c)
 - ・ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- 検尿(尿糖、尿蛋白)

詳細な健診の項目

- 心電図検査
- 眼底検査
- 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)

注)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

5. 保健指導対象者の選択と階層化

ステップ1 ○ 内臓脂肪蓄積に着目してリスクを判定

- ・ 腹囲 M \geq 85cm、F \geq 90cm → (1)
- ・ 腹囲 M<85cm、F<90cm かつ BMI \geq 25 → (2)

ステップ2

- ①血糖 a 空腹時血糖100mg/dl以上 又は b HbA1cの場合 5.2% 以上 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)
- ②脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上 又は b HDLコレステロール40mg/dl未満 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)
- ③血圧 a 収縮期血圧130mmHg以上 又は b 拡張期血圧85mmHg以上 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)
- ④質問票 喫煙歴あり (①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

ステップ3

○ ステップ1、2から保健指導対象者をグループ分け

| | | | | |
|--------|------------------|---------------------------------|----------------------------------|------|
| (1)の場合 | ①~④のリスクのうち追加リスクが | 2以上の対象者は 1の対象者は 0の対象者は | 積極的支援レベル 動機づけ支援レベル 情報提供レベル | とする。 |
| (2)の場合 | ①~④のリスクのうち追加リスクが | 3以上の対象者は 1又は2の対象者は 0の対象者は | 積極的支援レベル 動機づけ支援レベル 情報提供レベル | とする。 |

6. 平成20年度からの健診項目

(事業所への巡回健診、及び施設での健診)

西日本パッケージング健康保険組合
平成20年4月より実施

| | | 当健保組合の健診 | | | 新健診 | 老人保健事業 | 労働安全衛生 |
|---|--------------|---------------|-----------------|----------|-------------|--------|---------|
| | | H20年度以降 | | H19まで | H20年度以降 | | H20年度以降 |
| | | 新簡易成人病健診 | | 簡易成人病健診 | 特定健康診査 | 健康診査 | 定期健康診断 |
| | | 35歳以上 | | 35歳以上 | 40歳以上 | | |
| | | 特定健診部分 | がん健診等 健保独自項目 | | | | |
| 診 察 等 | 質問(問診) | 22の標準項目有り | | 健診機関で異なる | 22の標準項目有り | | |
| | 計測 | 身長 | | | | | |
| | | 体重 | | | | | |
| | | 肥満度・標準体重 | | | | | |
| | | 腹囲 | | | | | 必須化 |
| | 視力 | | | | | | |
| | 聴力 | | | | | | |
| | 理学的所見(身体診察) | | | | | | |
| | 血圧 | | | | | | |
| | 脂 質 | 総コレステロール定量 | | | | | |
| 中性脂肪 | | | | | | | |
| HDL-コレステロール | | | | | | | 必須化 |
| LDL-コレステロール | | | | | | | |
| 肝 機 能 | AST(GOT) | | | | | | |
| | ALT(GPT) | | | | | | |
| | -GT(-GTP) | | | | | | |
| 代 謝 系 | 空腹時血糖 | | | | 1 | | 1 |
| | 尿糖 半定量 | | | | | | 必須化 |
| | ヘモグロビンA1c | | | | 1 | | 1 |
| 血 液 一 般 | ヘマトクリット値 | | | | | | |
| | 血色素測定 | | | | | | |
| | 赤血球数 | | | | | | |
| 尿 ・ 腎 機 能 | 尿蛋白 半定量 | | | | | | |
| | 潜血 | | | | | | |
| | 尿沈渣 | | | | | | |
| | 血清クレアチニン | | | | | | |
| 心機能 | 12誘導心電図 | | | | | | |
| 肺 | 胸部X線 | | | | | | |
| | 喀痰細胞診 | | | | | | |
| 眼底検査 | (両眼) | | | | | | |
| が ん 検 査 等 健 保 独 自 項 目 | 血清尿酸 | | | | | | |
| | 腎機能 | 血液検査(尿素窒素) | | | | | |
| | | 尿検査(カビリゲン) | | | | | |
| | 肝機能 | 血液検査(TP) | | | | | |
| | | 血液検査(A/G比) | | | | | |
| | | 血液検査(ZTT) | | | | | |
| | | 血液検査(ビリルビン) | | | | | |
| | | 血液検査(ALP) | | | | | |
| | | 血液検査(HBs抗原) | | | (40歳以上1回のみ) | | |
| | | 血液検査(HCV抗体) | | | (40歳以上1回のみ) | | |
| | | 胃部X線間接撮影(7方向) | | | | | |
| | 便潜血反応検査(2回法) | | | | | | |
| | 乳房 | 触診 | | | (選択) | (選択) | |
| | | エコー | | | (選択) | (選択) | |
| マンモグラフィ | | | | (選択) | (選択) | | |
| 子宮細胞診(頸部)(体部) | | | | | | | |
| 前立腺検査(PSA) | | | (50歳) | (50歳) | | | |

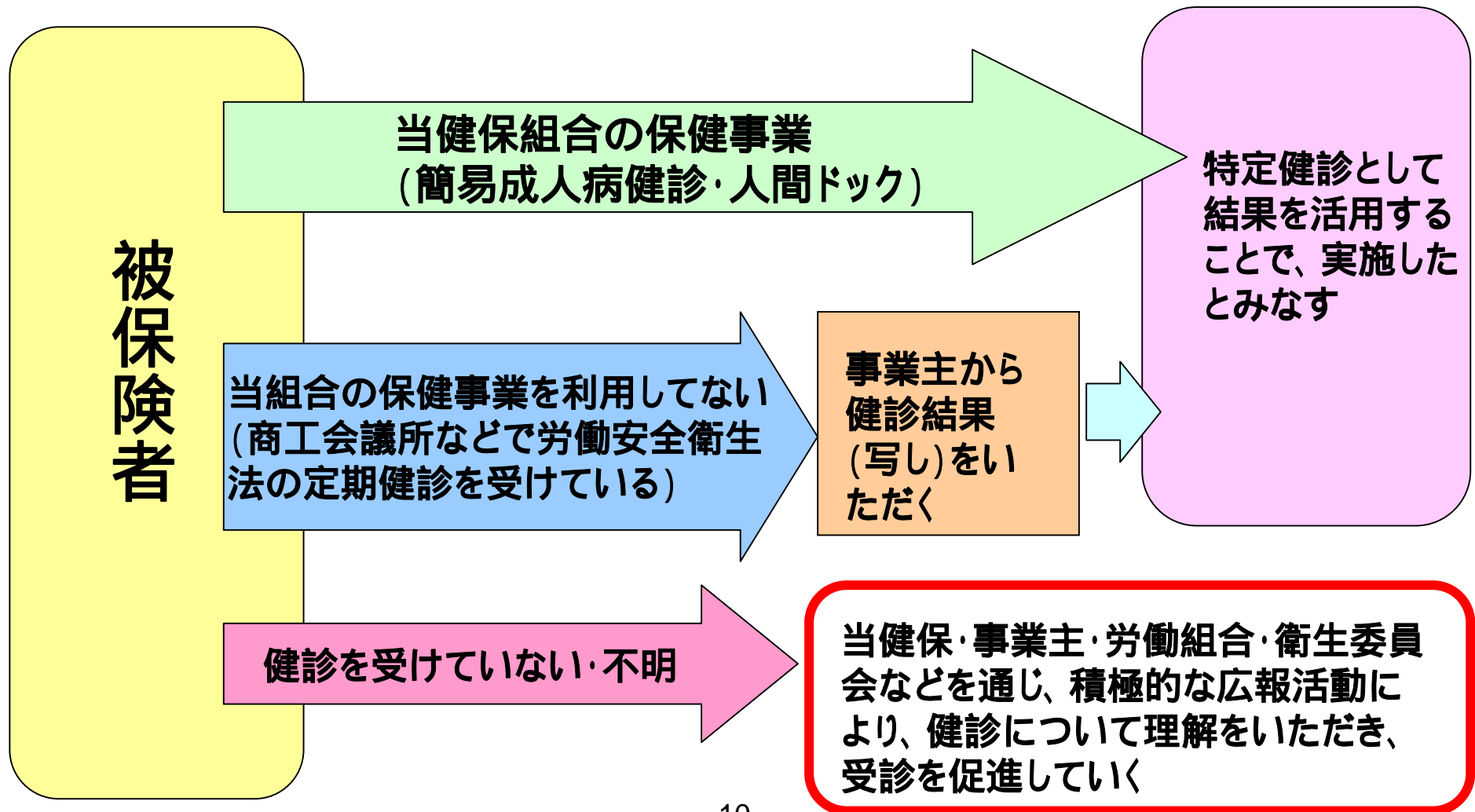
…必須項目

…医師の判断に基づき選択的に実施する項目(特定健診では、詳細な健診に該当)

…35歳及び40歳以上の者については必須項目、それ以外の項目については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

1…いずれかの項目の実施で可

特定健診の整理（１）



特定健診の整理（2）

